

高齢者保健医療福祉相談窓口に係る非常勤嘱託員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者保健医療福祉相談窓口における相談員（以下、相談員という）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 相談員は、高齢者保健医療福祉相談窓口において、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 高齢者等に関する保健・医療・福祉全般に関する各種申請の受付、相談及び苦情の対応に関すること
- (2) 高齢者に対する各種援護サービスの受付及び相談
- (3) その他高齢者保健医療福祉相談窓口業務に関する事務で、区役所高齢・障害課長又は地区健康福祉ステーション副所長（以下「所属長」という。）が指示する事項

(任用)

第3条 相談員は、健康福祉局長寿社会部長が選考し、市長が任命する。

(定数)

第4条 相談員の定数は、各区保健福祉センター及び各地区健康福祉ステーションに1人とする。

(身分及び任用の期間)

第5条 相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

2 任期は、原則として1年以内とする。

3 任用期間内の勤務成績が良好である相談員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。

4 市長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した相談員を再度任用することができる。

(退職)

第6条 相談員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第7条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(服務)

第8条 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 所属長は、相談員について、その勤務状況を出勤簿及び出張命令簿等により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

3 健康福祉局長寿社会部長は、相談員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は直ちに

総務企画局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(勤務日及び勤務時間等)

第9条 相談員の勤務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日までを除いた日とする。

2 相談員の勤務時間は、次に定める勤務時間の中から所属長が定めるものとし、1週間当たりの勤務時間は、28時間45分以内とする。

(1) 午前8時30分から午後3時15分

(2) 午前9時00分から午後3時45分

(3) 午前10時15分から午後5時00分

3 所属長は、業務上必要が生じた場合において、勤務時間を1週28時間45分の範囲内で変更することができる。ただし、1日の勤務時間は7時間45分を超えない範囲で定めることとする。

4 勤務時間の途中には、休憩時間を1時間置くものとし、その時間帯は所属長が定める。

(年次有給休暇)

第10条 相談員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された相談員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第5条第3項及び第4項の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第11条 相談員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第12条 相談員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第13条 市長は、相談員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第14条 相談員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額170,000円とする。

3 第2種報酬の額は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第17条第3項及び第4項に定めるところによる。

4 前3項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が定めた非常勤嘱託員の第2種報酬の取扱いによるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第15条 相談員が月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に、1日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第17条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を、前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 相談員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に、1日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第17条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を、前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給する。

(第1種報酬の減額)

第16条 相談員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第17条 相談員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,365円とする。

(費用弁償)

第18条 相談員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和22年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第19条 相談員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第20条 相談員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)に定めるところによる。

2 相談員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

3 各区長は、相談員が公務上又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、直ちに健康福祉局高齢者在宅サービス課長に連絡した上で、市長に報告を行うものとする。

(健康診断)

第21条 相談員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第22条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長寿社会部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 要綱第5条第3項の規定にかかわらず、川崎市職員の定年等に関する条例の適用を受ける職員で平成4年度以降定年に達したことにより退職した者又は歓奨を受けて退職した者にあつては、当分

の間任用期間を2回に限り更新することができる。

(老人相談コーナー及び老人福祉専門相談員設置要綱の廃止)

3 老人相談コーナー及び老人福祉専門相談員設置要綱は、廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(川崎市高齢者保健・医療・福祉相談窓口(高齢者ふれあい窓口)設置要綱等の廃止)

2 川崎市高齢者保健・医療・福祉相談窓口(高齢者ふれあい窓口)設置要綱及び川崎市高齢者保健・医療・福祉相談窓口(高齢者ふれあい窓口)事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成19年4月1日より施行する。

(適用開始時期)

2 この改正要綱は、平成19年4月1日以降に任用された非常勤嘱託員について適用し、これ以前に任用された非常勤嘱託員については、従前のおりとする。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

1週間の 勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5日	10日	11日	12日	14日	16日

備考

第5条第4項の規定により再度任用する相談員が、会計年度を超えて継続して勤務する場合には、付与することができる年次有給休暇の日数は、労働基準法第39条第3項及び同法施行規則第24条の3第3項次表の週所定労働日数又は1年間の所定労働日数の区分に応じ、第5条第3項の任用の始期から起算した勤続年数の区分ごとに定める日数とする。

別表第2（第10条関係）

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月 を超える 期間
5日	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日

備考

更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与する。